

行政文書分類	3 - 1 - 6
ファイル名	法令解釈通達及び事務運営 指針並びにその関係書類
保存年限等	暦 10 年（最終改正後）

発 遣 平成 14 年 7 月 25 日 総総第 617 号

改 正 平成 16 年 10 月 25 日 総総第 808 号

基礎通達

平 14. 6. 28

官総 6 - 106 ほか 12 課共同

各 部 長
各 税 務 署 長 殿

東 京 国 税 局 長（官印省略）

「関係各部課及び税務署から税理士監理官への情報提供要領」の
制定について（事務運営指針）

標題のことについては、別添のとおり国税庁長官から事務運営指針があったので、平成 14 年 7 月 10 日以降、これにより適切に処理されたい。

なお、平成 13 年 5 月 7 日付総総第 231 号「税理士等に関する情報の連絡要領について」事務運営指針は廃止する。

配 付 要 領	総	個	資	法	諸	酒	管	徴	調	査
	b	b	b	b	b	b	b	b	b	b

官総 6—106

課総 2—13

課個 4—30

課資 1—5

課法 1—21

課酒 1—31

課評 1—9

課消 1—22

課審 1—25

徴管 1—17

徴徴 1—22

査調 1—8

査察 1—11

平成14年 6月28日

改正 平成16年10月1日

国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官

「関係各部課及び税務署から税理士監理官への情報提供要領」
の制定について（事務運営指針）

標題のことについては、別紙のとおり定めたから、平成14年7月10日以降、これにより適切に処理されたい。

（趣旨）

税理士業務の適正な運営の確保を図る観点から、税理

士等の指導・監督等に資するため、関係各部課及び税務署から税理士監理官への税理士法違反行為に関する情報提供の手続等について所要の整備を図るものである。

「関係各部課及び税務署から税理士監理官への情報提供要領」

1 目的

税理士業務の適正な運営の確保を図る観点から、税理士、税理士法人、通知弁護士、通知弁護士法人及び許可公認会計士（以下「税理士等」という。）に対する指導・監督ならびに税理士等でない者で税理士法第2条第1項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）を行っているものに対する指導等の事務に資するため、関係各部課（国税局の総務課、課税部（課税第一部及び課税第二部を含む。）、徴収部及び調査査察部（調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部を含む。）並びに沖縄国税事務所の総務課、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課、資料調査課、徴収課、調査課、査察課及び統括国税徴収官をいう。以下同じ。）への税理士法違反行為に関する情報提供の手続等について定めるものである。

- （注） 1 通知弁護士とは、税理士法第51条第1項の規定により税理士業務を行っている弁護士をいう。
2 通知弁護士法人とは、税理士法第51条第3項の規定により税理士業務を行っている弁護士法人をいう。
3 許可公認会計士とは、平成13年法律第38号（税理士法の一部を改正する法律）による改正前の税理士法附則第37項の規定により税理士業務を行っている公認会計士をいう。

2 情報提供事務担当者

情報提供事務を円滑に行うため、関係各部課及び税務署において、次に掲げる者を情報提供事務担当者（以下「担当者」という。）とする。

(1) 関係各部課

各課（室）長、審理官、資産評価官、企画調整官、統括国税実査官、統括国税調査官、納税管理官、特別国税徴収官、統括国税調査官、特別国税調査官、特別国税査察官及び統括国税査察官並びに国税訟務官室未設置局の主任国税訟務官又は国税訟務官（主任国税訟務官未設置局に限る。）

(2) 税務署

特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官、酒類指導官、納税専門官、評価公売専門官、情報技術専門官、国際税務専門官、審理専門官、特別記帳指導官、特別調査情報官及び評価専門官

3 情報提供の対象情報

情報提供の対象情報は、別表（税理士等に課せられている義務等）を参考にしつつ、関係各部課及び税務署における調査若しくは滞納整理、電話、投書又は風聞等により把握した税理士等又は税理士等ではない者の税理士法に違反するおそれがある行為又は事実に関する情報とする。

特に、次のような行為等に関する情報については、情報提供の対象情報となることに留意する。

(1) 税理士等の場合

- ① 税理士法第33条の2の書面に虚偽の記載していること（書面に記載された内容の全部又は一部が事実と異なっており、かつ、書面を作成したものがそのことをあらかじめ知っていたと認められる場合をいう。）
- ② 不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為を行っていること
- ③ 故意又は相当の注意を怠り、著しく真正の事実と反して税務代理又は税務書類の作成を行ったこと

（注） 「故意」とは、真実に反し又は反するおそれがあると認識して行うことをいい、「相当の注意を怠り」とは、税理士等が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見しうるにもかかわらず、予見しなかったことをいう。

- ④ 自己の申告に関し、加算税（過少申告加算税については少額のものを除く。）を賦課されたこと又は故意に適正に行っていないこと
 - ⑤ 納税に関する詐欺、業務上横領又は税理士業務に関する贈賄の行為を行っていること
 - ⑥ 税理士業務を行うことのできない者に対して、自己の名義を有償又は無償で貸し付けていること
- (2) 税理士等でない者の場合
- ① 経営コンサルタントや会計法人の従業者として、申告書の作成や税務相談を行っていること
 - ② 法人の監査役や経理担当者と称して、あたかも雇用等の関係があるように装い、税務調査に立ち会っていること
 - ③ 税理士又は税理士法人に類似する名称を使用していること

4 情報提供方法

情報提供は、次に掲げる方法による。

(1) 関係各部署

関係各部署の担当者は、「3 情報提供の対象情報」に該当する情報を把握した場合は、様式1「税理士等情報提供せん（国税局用）」により、速やかに税理士監理官に通知する。

(2) 税務署

税務署の担当者は、「3 情報提供の対象情報」に該当する情報を把握した場合は、様式2「税理士等情報提供せん（税務署用）」により、速やかに総務課長（税理士専門官設置署にあっては、税理士専門官とする。以下「総務課長等」という。）に報告し、報告を受けた当該総務課長等は、速やかに税理士監理官に通知する。

5 その他

税理士監理官及び総務課長等は、情報提供事務を円滑に運営するため、関係する会議等を通じ、職員に対してこの事務運営指針の内容の周知を図る。

別表（税理士等に課せられている義務等）

税 理 士 法 （抄）
（変更登録） 第20条 税理士は、第18条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。
（税理士証票の返還） 第28条 税理士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を日本税理士会連合会に返還しなければならない。税理士が第43条の規定に該当することとなつた場合又は第45条若しくは第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。
（税務代理の権限の明示） 第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。
（特別の委任を要する事項） 第31条 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。 - 一 不服申立ての取下げ - 二 代理人の選任
（税理士証票の提示） 第32条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。
（署名押印の義務） 第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。 2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。 3 税理士は、前2項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。
（脱税相談等の禁止） 第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。
（信用失墜行為の禁止） 第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務) 第38条 税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。
(会則を守る義務) 第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。
(研修) 第39条の2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。
(事務所の設置) 第40条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第4項において同じ。）を除く。次項及び第3項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。 3 税理士は、税理士事務所を2以上設けてはならない。 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。
(帳簿作成の義務) 第41条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、依頼者別に、かつ、1件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。 2 前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。 3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第1項の帳簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。
(使用人等に対する監督義務) 第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。
(助言義務) 第41条の3 税理士は、税理士業務を行うに当たつて、依頼者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。
(業務の制限) 第42条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。
(業務の停止) 第43条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法務弁護士、公認会計士、会計士補、弁理士、司法書士、行

政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定業者の業務に関し不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補が不動産の鑑定評価を行うことを禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行ってはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

（脱税相談等をした場合の懲戒）

第45条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は1年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

（一般の懲戒）

第46条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

（登記）

第48条の7 税理士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（設立の手續）

第48条の8 税理士法人を設立するには、その社員になろうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない。

2 商法（明治32年法律第48号）第167条の規定は、税理士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 社員の氏名及び住所
- 五 社員の出資に関する事項
- 六 業務の執行に関する事項

（成立の届出等）

第48条の10 税理士法人は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会（以下この章において「本店所在地の税理士会」という。）を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

（社員の常駐）

第48条の12 税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない。

(定款の変更)

第48条の13 税理士法人は、定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(社員の競業の禁止)

第48条の14 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならない。

(業務の執行方法)

第48条の15 税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

(解散)

第48条の18 税理士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

- 一 定款に定める理由の発生
- 二 総社員の同意
- 三 他の税理士法人との合併
- 四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第48条の20第1項の規定による解散の命令

- 2 税理士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が1人になり、そのなつた日から引き続き6月間その社員が2人以上にならなかつた場合においても、その6月を経過した時に解散する。
- 3 税理士法人は、第1項第3号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から2週間以内に、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(合併)

第48条の19 税理士法人は、総社員の同意があるときは、他の税理士法人と合併することができる。

- 2 合併は、合併後存続する税理士法人又は合併によつて設立した税理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。
- 3 税理士法人は、合併したときは、合併の日から2週間以内に、登記簿の謄本（合併によつて設立した税理士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し）を添えて、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(民法の準用等)

- 第48条の21 民法（明治29年法律第89号）第50条、第55条及び第81条から第83条まで並びに非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第35条第2項、第36条、第126条第1項、第134条から第135条ノ5まで、第135条ノ8、第136条ノ2、第137条、第138条及び第138条ノ3の規定は、税理士法人について準用する。この場合において、民法第83条中「主務官庁」とあるのは、「日本税理士会連合会」と読み替えるものとする。
- 2 商法第32条、第33条及び第34条から第36条までの規定は税理士法人の帳簿その他の書類について、同法第58条及び第59条の規定は税理士法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第33条第3項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同条第4項中「貸借対照表ガ書面ヲ以テ

作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第58条及び第59条第1項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3 商法第68条、第69条、第72条、第73条、第74条第2項及び第3項並びに第75条の規定は、税理士法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第74条第2項中「前項」とあるのは、「税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の14」と読み替えるものとする。

4 商法第76条から第83条までの規定は、税理士法人の外部の関係について準用する。

5 商法第84条、第86条第1項及び第2項（除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。）並びに第87条から第93条までの規定は、税理士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第86条第1項第2号中「第74条第1項」とあるのは、「税理士法第48条の14」と読み替えるものとする。

6 商法第100条、第103条から第106条まで及び第109条から第111条までの規定は、税理士法人の合併について準用する。

7 商法第116条から第119条まで、第120条から第122条まで、第124条第1項及び第2項、第125条、第126条、第128条から第133条まで（第130条第2項及び第3項を除く。）、第134条ノ2から第136条まで、第138条並びに第143条から第145条までの規定は、税理士法人の清算について準用する。この場合において、同法第117条第2項及び第122条中「第94条第4号又ハ第6号」とあるのは、「税理士法第48条の18第1項第5号若ハ第6号又ハ第2項」と読み替えるものとする。

8 破産法（大正11年法律第71号）第127条の規定の適用については、税理士法人は、合名会社とみなす。

（税理士業務を行う弁護士等）

第51条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第1条、第30条、第31条、第33条から第38条まで、第41条から第41条の3まで、第43条前段、第44条から第46条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第47条、第48条、第54条及び第55条の規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第33条第3項及び第33条の2第3項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第51条第1項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第3項の規定による通知をした弁護士法人の業務として同項の業務を行う場合にはその法人の名称」とする。

3 弁護士法人（弁護士法に規定する社員の全員が、第1項の規定により国税局長に通知している法人に限る。）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、第33条、第33条の2、第48条の16（第39条の規定を準用する部分を除く。）、第48条の20（税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。）、第54条及び第55条の規定の適用については、税理士法人とみなす。

（税理士業務の制限）

第52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

(名称の使用制限)

第53条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

4 前3項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

(税理士の使用人等の秘密を守る義務)

第54条 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。

様式 1

税理士等情報提供せん（国税局用）

通知等年月日		作成部課（室）		課長又は 統括官等	課長 補佐	総括 主査等	主査・ 係長等	調査等 担当者
		局						
情報 対 象 者	氏名又は名称				税理士等番号 又は職業等			
	事務所所在地	(電話 - -)						
	住所又は主たる 事務所の所在地	(電話 - -)						
収 集 先	氏名又は名称				業種等			
	住 所 等	(電話 - -)						
	収 集 端 緒	1. 調査等 2. 投書等 3. 税理士会 4. その他 ()						
	収 集 年 月 日	平成 年 月 日						
情報 内 容 及 び 参 考 事 項								
局 整 理 欄								

「税理士等情報提供せん（国税局用）」の記載要領等

- 1 この情報提供せんは、関係各部課における調査若しくは滞納整理、電話、投書又は風聞等により、税理士等又は税理士等でない者の税理士法に違反するおそれのある行為又は事実に関する情報を把握した場合に、当該情報を税理士監理官に提供するときに使用する。
- 2 「情報対象者」欄は、情報提供の対象となる行為等を行った者の区分に応じて次のとおり記載する。
 - (1) 税理士、通知弁護士又は許可公認会計士
氏名、税理士番号（通知弁護士番号及び許可公認会計士番号を含む。）、事務所の所在地及び住所を記載する。
 - (2) 税理士法人又は通知弁護士法人
名称、税理士法人番号（通知弁護士法人番号を含む。）及び事務所の所在地を記載するほか、当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所の所在地を記載する。
 - (3) 税理士等でない者
氏名又は名称、職業（業種）、事務所の所在地及び住所を記載する。
- 3 「収集先」欄は、この情報提供せんに係る情報を収集した者について、氏名又は名称、業種等及び住所等を記載する（情報対象者に対する調査等により把握した場合は、記載しなくても差し支えない。）とともに、収集端緒及び収集年月日を記載する。
- 4 「情報内容及び参考事項」欄は、違反行為等の内容をできるだけ具体的に記載し、別途参考資料等を添付する場合には、その旨記載する。

税理士等情報提供せん（税務署用）

通知等年月日		作成署・部門	署 長	副署長	総 務 課 長	税理士 専門官	税理士事 務担当者	特官等 統括官	調査等 担当者
		署 部門							
情報 対象 者	氏 名 又 は 名 称					税 理 士 等 番 号 又 は 職 業 等			
	事 務 所 所 在 地	(電話 - -)							
	住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	(電話 - -)							
収 集 先	氏 名 又 は 名 称					業 種 等			
	住 所 等	(電話 - -)							
	収 集 端 緒	1. 調査等 2. 投寄等 3. 税理士会 4. その他 ()							
	収 集 年 月 日	平成 年 月 日							
情報 内容 及び 参考 事項									
局 整理 欄									

「税理士等情報提供せん（税務署用）」の記載要領等

- 1 この情報提供せんは、税務署における調査若しくは滞納整理、電話、投書又は風聞等により、税理士等又は税理士等でない者の税理士法に違反するおそれのある行為又は事実に関する情報を把握した場合に、当該情報を税理士監理官に提供するときに使用する。
- 2 「情報対象者」欄は、情報提供の対象となる行為等を行った者の区分に応じて次のとおり記載する。
 - (1) 税理士、通知弁護士又は許可公認会計士
氏名、税理士番号（通知弁護士番号及び許可公認会計士番号を含む。）、事務所の所在地及び住所を記載する。
 - (2) 税理士法人又は通知弁護士法人
名称、税理士法人番号（通知弁護士法人番号を含む。）及び事務所の所在地を記載するほか、当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所の所在地を記載する。
 - (3) 税理士等でない者
氏名又は名称、職業（業種）、事務所の所在地及び住所を記載する。
- 3 「収集先」欄は、この情報提供せんに係る情報を収集した者について、氏名又は名称、業種等及び住所等を記載する（情報対象者に対する調査等により把握した場合は、記載しなくても差し支えない。）とともに、収集端緒及び収集年月日を記載する。
- 4 「情報内容及び参考事項」欄は、違反行為等の内容をできるだけ具体的に記載し、別途参考資料等を添付する場合には、その旨記載する。

(参考) 情報提供フロー

税 務 署

国 税 局

情報 の 把握	・調査又は滞納整理 ・電話 ・投書 ・風聞 等	により把握した	税理士等又は税理士等でない者の税理士法に違反するおそれのある行為又は事実	に関する情報
---------------	--	---------	--	--------

税理士等情報提供せん
(税務署用) の作成

税理士等情報提供せん
(国税局用) の作成

